

国家公務員共済組合連合会の役員給与等について

標記につきまして下記のとおり開示いたします。

1. 俸給月額等(平成 28 年 4 月 1 日改正)

[単位:千円]

理事長	専務理事	常務理事	常任監事
1, 107	953	822 (838)	745

注 ()書の金額は平成 27 年 3 月 31 日から引き続き役員である者が経過措置として受ける俸給月額である。

※他に地域手当(俸給月額の 20/100)及び通勤手当の支給あり。

2. 期末手当・勤勉手当

(1) 期末手当・勤勉手当の算定

{俸給月額+地域手当+(俸給月額×25%)+((俸給月額+地域手当)×20%)}×各支給割合

(2) 支給割合

	平成 30 年 6 月期 (実績)	平成 30 年 12 月期 (実績)	計
期末手当	0.625 月	0.775 月	1.40 月
勤勉手当	0.950 月 (0.90 月)	1.00 月 (0.95 月)	1.950 月 (1.850 月)

注 役員の期末手当・勤勉手当は国家公務員の指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合に準じており、各欄の勤勉手当上段が理事長及び常任監事、下段()が専務理事及び常務理事の支給割合実績である。

3. 退職手当

退職時における俸給月額 × 在職月数 × 10.4625/100 × 業績勘案率

注 平成 29 年 11 月 17 日付け閣議決定に伴い、平成 30 年 1 月 31 日付で退職手当支給率の改正を行い、退職手当支給率は現行の 10.875/100 から 10.4625/100 となった。